

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和7年2月12日

大阪府知事 吉村 洋文

1 大規模小売店舗の所在地及び名称

寝屋川市日新町195番3ほか

（仮称）バロー香里園店

2 法第5条第3項の規定による公告をした日

令和6年9月20日（令和6年大阪府告示第1318号）

3 意見の概要

(1) 寝屋川市の意見の概要

ア 駐車場及び駐輪場について、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要な収容台数を確保すること。

イ 駐車場の出入口の数及び位置について、寝屋川市及び道路管理者との協議内容を遵守すること。

ウ 店舗の営業に伴う騒音、振動、照明、排気等により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう措置を講じること。

エ 周辺の生活環境に係る苦情が生じた場合は、速やかかつ真摯に対応すること。

オ 安全確保の観点から、来客車両等が右折により入場及び退場できないよう対策を行うこと。

カ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、寝屋川市下水道条例等による規制の対象となるおそれのある事項については、速やかに寝屋川市環境保全課と協議すること。

キ 事業系一般廃棄物保管場所等の設置の基準については、寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則を遵守すること。

ク 産業廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物保管基準を遵守し、生活環境の保全上支障が生じないように保管すること。

ケ 廃棄物の減量化、分別及び再資源化を推進するなど適正な処理に努めること。

コ 事業系一般廃棄物の収集を委託する場合は、寝屋川市の許可業者に委託すること。

サ 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者等に委託すること。

(2) 寝屋川市の区域内に居住する者等の意見の概要

ア 計画地西側の歩道において歩行者及び自転車の安全な通行に懸念があるため、車両出入口に交通誘導警備員を常駐させる等の対応について再度検討すること。

イ 法第8条第2項に規定する事項以外の事項に係る意見

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和7年2月12日から同年3月12日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

寝屋川市東大利町2番14号

寝屋川市立産業振興センター